

大津市立図書館ボランティア募集及び受入要項

1. 目的

ボランティア活動を通して地域社会へ貢献しようとする者と協働し、市民の図書館への理解を深め、共に協力しながら図書館活動を一層活発にし、よりよい図書館づくりを実現することを目的に、大津市立図書館条例に基づき設置する図書館（以下「図書館」という。）でのボランティアの募集及び受け入れに関して必要な事項を定める。

2. 対象

図書館活動に理解と関心を持ち、ボランティア活動を通して社会への貢献や自己実現を図ろうとする意欲がある18歳以上の大津市在住あるいは大津市在勤・在学の者。

3. 募集

ボランティアについては随時募集するものとし、募集人数、活動期間等についてはその都度定める。

4. 活動内容

- (1) 配架、書架整理に関すること。
- (2) 資料の修理、装備に関すること。
- (3) 寄贈資料等の受け入れに関すること。
- (4) 館内外の美化等に関すること。
- (5) 図書館の主催する事業に関すること。
- (6) その他館長が適当と認めること。

5. 報酬及び旅費

報酬・謝礼・旅費（交通費）は支給しない。

6. ボランティア保険

ボランティア活動中のけがや損害賠償責任を補償するため、図書館はボランティア保険に加入するものとする。

7. 研修

ボランティア活動予定者は、活動開始前に開催される事前研修を受講しなければならない。

8. 遵守事項

- (1) ボランティアは、法令を遵守し、図書館職員の指示・指導に従わなければならない。
- (2) ボランティアは、ボランティア活動の過程において知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。これはボランティアとしての活動が終了した後も適用される。

9. この要項に定めるものの他、必要な事項はその都度別途定める。

附則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年5月1日から施行する。